

剪定枝処理手数料補助制度が変わります！

稲沢市では、生産過程で発生する剪定枝を指定処理業者で処理した場合、処理費の一部に補助金を交付しています。令和3年度より手続を簡素化します。

○制度の変更点

	変更前	変更後
申請期間	7月・1月のみ	令和3年4月1日から 令和4年3月18日まで 随時
申請書類	・様式（A4片面4枚） （押印が必要）	・様式（A4両面 1枚 ） （押印が 不要 ）
添付書類	・領収書等の写し ・確定申告書の写し	・領収書等の写し （ 造園業者は確定申告書の写し※ ）
補助金額	処理手数料（税抜）×補助率 （千円未満切捨て）	処理手数料（ 税込 ）×補助率 （ 百円 未満切捨て）

※農業者は農地基本台帳上で確認できれば添付不要

農業者は指定処理業者で処理した後、領収書等を持って市役所に行けば、そのまま申請できるようになったんだネ！



©稲沢市 いなっピー

○対象者・補助率等

対象者	稲沢市内居住の農業者	稲沢市内の造園業者
対象者の確認	職員による農地基本台帳の閲覧	確定申告書の写し
補助率	1 / 3	1 / 5
上限額	年度を通じて30万円	

※振込みで支払いをしている場合でも対象です。

※予算には限りがあります。

○指定処理業者

- 1 コスモリサイクル株式会社 稲沢市福島町沢西95-1
- 2 有限会社八開チップ 愛西市鵜多須町寺浦108



○申請手続き

市役所（農務課）にて交付申請の手続きが必要です。申請様式は市ホームページ（ページID：1001920「剪定枝処理対策事業費補助金」）からダウンロードしていただくか、窓口にてお渡しします。申請の翌月上旬に交付決定を行い、後日指定口座に入金します。

●剪定枝破砕機購入費補助事業もあります。（申請期間：令和3年4月1日～9月30日まで）

■連絡先 経済環境部 農務課 農業振興グループ TEL 0587-32-1352（ダイヤルイン）